

阪神高速道路(株)における 工事の入札・契約方式 (概要)

更新概要説明版

(全体版はこちら→https://www.hanshin-exp.co.jp/company/files/20210401_koujikeiyaku.pdf)

2021年4月



阪神高速道路株式会社

I-1. 入札・契約に関する関係法令等

背景・目的

■公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(平成12年11月27日施行、平成21年6月10日改正、平成26年6月4日改正、令和元年6月12日改正)

□入札及び契約の透明性確保、公正な競争、適正な施工の措置等の適正化

■公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する基本方針

(平成13年3月9日閣議決定、平成26年9月30日改正、令和元年10月18日)

□入札及び契約の適正化を図るために必要な措置

＜入札及び契約の公正な競争の促進、総合評価落札方式の適切な活用等＞

3月31日⇒4月1日に誤謬修正

■公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成17年4月1日施行、平成26年6月4日改正、令和元年6月14日改正)

□価格及び品質等の多様な要素を考慮し、総合的に優れた内容の契約による品質確保

□民間事業者の能力の適切な評価、並びに技術提案及び創意工夫の活用

■公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

(平成17年8月26日閣議決定、平成26年9月30日改正、令和元年10月18日)

□技術的能力の審査の実施＜企業・技術者の資格審査、経験の技術審査等＞

□多様な入札及び契約の方法＜企業の積極的な技術提案の引き出し、技術提案等による評価等＞

価格、品質及び技術力が総合的に優れた内容の契約により品質確保を図る

総合評価落札方式を導入

I-5. 総合評価落札方式の評価方法

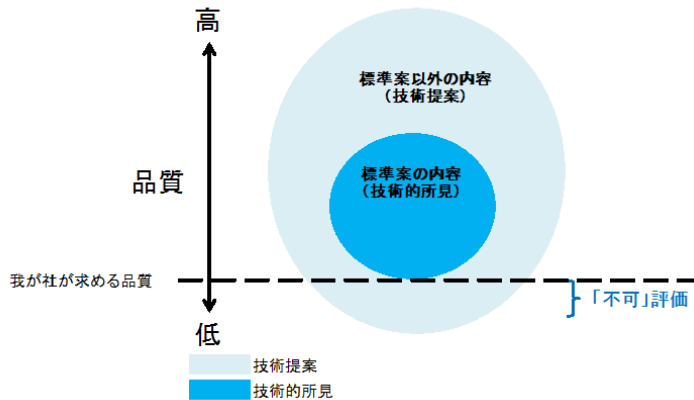
技術提案書の評価基準(例:簡易型通常タイプ)

■ 社内評価員(複数名)による技術提案書の評価

■ 評価に関する公正性・透明性確保の観点から、工事内容に応じて学識経験者の意見を求める

評価指標 (技術提案項目)	評価基準	技術評価点	
1) 施工等に関する技術提案	標準案に係る施工上の留意事項等(技術的所見)の場合は、現地条件や本工事の特徴などを踏まえた技術的な内容が適切に記載されているかどうか、また記載内容の確実性などについて、定性評価(又は定量評価)を実施する。	○点	<p>平均値である旨追記</p> <p>評価方法及び評価点は、各評価員の評価(5段階)の平均値から下記に示す5段階評価を標準とする。</p> <p>優 : 満点 良上 : 満点×7/10 良 : 満点×5/10 良下 : 満点×3/10 可 : 満点×1/10</p>
共通的事項 2) 環境の維持 3) 施工時における作業員及び第三者に対する安全対策	【技術提案を求める場合】標準案と異なる技術提案の場合は、新規技術や標準案に対する優位性がある提案内容かどうか、また記載内容の確実性などについて、定性評価(又は定量評価)を実施する。	○点	<p>優 : 満点 良上 : 満点×7/10 良 : 満点×5/10 良下 : 満点×3/10 可 : 満点×1/10</p>
4) 実現可能なコスト削減提案(コスト削減に寄与する技術提案)	実現可能なコスト削減提案は、提案内容がコスト削減に寄与する内容かどうか、また記載内容の確実性などについて、定性評価(又は定量評価)を実施する。	○点	<p>優 : 満点 良上 : 満点×7/10 良 : 満点×5/10 良下 : 満点×3/10 可 : 満点×1/10 不可 : 0点</p>

＜技術提案と技術的所見＞



★品質が高くとも過度なコスト負担を要する技術提案も評価の対象外「不可」となります。

Ⅱ-1. 入札・契約に関する関係法令等

背景・目的

3月31日⇒4月1日に誤謬修正

■公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成17年4月1日施行、平成26年6月4日改正、令和元年6月14日改正)

- 多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択
- 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式

■公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

(平成17年8月26日閣議決定、平成26年9月30日改正、令和元年10月18日)

- 多様な入札及び契約の方法<企業の積極的な技術提案の引き出し、技術提案等による評価等>
- 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式(技術提案・交渉方式)

技術的難易度が高い工事等 仕様の確定が困難である場合、
技術提案を広く公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と
工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約



技術提案・交渉方式を導入

Ⅲ-1. 入札・契約方式等

④週休2日制(発注者指定方式、受注者希望方式、技術者交替方式)

入札・契約方式の概要

- 下記の3方式を導入
 - 1) **発注者指定方式** = 発注者が週休2日(4週8休以上)に取り組むことを指定する方式
 - 2) **受注者希望方式** = 受注者の希望によって週休2日に取り組む方式
 - 3) **技術者交替方式** = 技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む方式
- 工期において、週休2日相当の現場閉所(技術者交替方式は全労働者が週休2日相当を取得したと認められる場合、工事成績評定点への加点を実施。
- また、下記のとおり労務費等の補正を実施。
[発注者指定方式、受注者希望方式] = 労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費率の補正(ただし、機械設備工事を除く)
(発注者指定方式は、予め4週8休以上の達成を前提とした補正係数を考慮)
[技術者交替方式] = 労務費、現場管理費率の補正(ただし、機械設備工事を除く)

入札・契約方式の目的

- 週休2日制の導入により、工事の週休2日化を促進し、働き方改革の実現を目的とする働き方改革実行計画の推進を図る

対象工事

原則、全ての工事を対象。ただし、下記のいずれかに該当する工事は対象外。

- (1) 現場施工が1か月未満の工事
 - (2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
 - (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
 - 例① 災害復旧工事
 - 例② 供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
 - (4) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事
 - 例① 通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事
 - 例② 希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事
 - (5) その他 週休2日が適切でないと認められる工事
- ※上記の場合でも、受注者が希望する場合は取り組みは可能

週休2日の考え方

【定義】

- 工期において、週休2日相当の現場閉所を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)を除く)
- 工期とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。
- 週休2日とは、4週8休の現場閉所を行ったと認められる状態。
- 現場閉所日数とは、一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。
- 計画的に取得できる現場閉所に加え、祝祭日、雪等による予定外の休工日は現場閉所日数とすることができ

追記

- **受注者希望方式を適用した工事において、施工条件が変更となった場合等は、監督員と協議のうえで、技術者交代方式を適用することができる。**

□【確認方法】

- ✓ 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。
 - ✓ 現場閉所を行う日は、「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行うものとする。
 - ✓ 毎月、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員へ提出するものとする。
- 実施については、土木工事共通仕様書関係基準「週休2日制ガイドライン」を参照。